

IFRS Sustainability Developments

ISSB が IFRS S2 号に関する的を絞った修正を公表

重要ポイント

- 2025 年 12 月 11 日に、ISSB は IFRS S2 号に対する的を絞った修正を公表した。
- 本修正は、IFRS S2 号における温室効果ガス(GHG)排出の測定及び開示に関する特定の要求事項に追加的な救済措置を提供するとともに、既存の救済措置及び要求事項を明確化するものである。
- 本修正は、IFRS S2 号の導入にあたって利害関係者から指摘された適用上の課題に対応するものとして公表された。
- 本修正は、2027 年 1 月 1 日以後に開始する報告期間に適用されるが、早期適用も認められる。

要約

2025 年 12 月 11 日、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は、温室効果ガス(GHG)排出量の開示要求事項に関する IFRS S2 号「気候関連開示」に対する的を絞った修正を公表した。この「温室効果ガス排出の開示に対する修正」は、IFRS S2 号を導入する際に利害関係者が直面した課題への対応として公表されたものであり、IFRS S2 号における特定の GHG 排出の開示要求事項の適用に係る複雑性及びコストを低減することにより、その適用を支援することを目的としている。

また、ISSB は該当する修正後の IFRS S2 号の要求事項と整合させるため、サステナビリティ会計基準審議会(SASB)の 3 つの基準におけるファイナンス・エミッションに関する指標に対する結果的修正も公表した。

本修正は、2027 年 1 月 1 日以後に開始する報告期間に適用され、早期適用が認められる。

IFRS S2 号に対する修正は要約すると以下のとおりである。

- IFRS S2 号において定義されるファイナンス・エミッションに限定して、スコープ 3 カテゴリー 15 の温室効果ガス(GHG)排出量の測定及び開示を行うことが容認されることを明確化した。
- ファイナンス・エミッションに関する情報を分解して開示する際に、世界産業分類基準(GICS)を使用する要求事項を削除し、代わりに企業が気候関連移行リスクへのエクスポージャーに関する有用な情報を提供できる分類体系を使用することを認めるものとした。
- 法域の要求により GHG プロトコルとは異なる測定方法の使用が求められる場合に、企業がその代替的手法を使用することを認める法域に関する救済措置が、企業の全部又は一部に適用されることを明確化した。
- 報告日現在で利用可能な最新の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)評価報告書に基づく地球温暖化係数(GWP)値を用いて GHG 排出量を CO₂ 相当量に換算する点について、企業の全部又は一部に対し、法域の要求により異なる地球温暖化係数値の使用が求められる場合には、その異なる値の使用を認める法域に関する救済措置を提供する。



The better the question. The better the answer. The better the world works.



Shape the future
with confidence

背景

ISSB の優先事項は、世界中の企業による IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」の導入を支援することである。その一環として、ISSB は利害関係者から提起された導入上の課題を公に議論するため、IFRS S1 号と IFRS S2 号に関する移行支援グループ(TIG)を設置した。TIG を通じて ISSB は IFRS S2 号の適用に関する特有の課題を識別した。この対応として ISSB は当該課題に対処し、企業が当基準を適用することを支援するために IFRS S2 号に対する的を絞った修正を公表した。

スコープ 3 カテゴリー15 GHG 排出の測定及び開示に関する救済措置

IFRS S2 号は、企業に対しスコープ 3 GHG 排出に関する情報を、全 15 カテゴリーを考慮して開示することを要求している。今回の修正により、資産運用、商業銀行又は保険の活動を行う企業は、スコープ 3 カテゴリー15 GHG 排出に含める内容を、自身のファイナンス・エミッションのみへ限定することが認められる。修正後の IFRS S2 号におけるファイナンス・エミッションとは、企業が投資先又は相手先に対して行われた融資及び投資(例:融資、プロジェクトファイナンス、債券、株式投資、未実行のローン・コミットメントなど)に帰属する GHG 排出を指す。加えて資産運用活動を行う企業においては、運用資産に帰属する GHG 排出量もファイナンス・エミッションに含まれる。

さらに本修正は、企業が当該救済措置の適用を選択する場合、デリバティブに帰属する排出を除外することが認められることを明確化している。このような場合、企業は、デリバティブからの GHG 排出を含め、スコープ 3 カテゴリー15 GHG 排出から除外した金融活動を記述すると共に、デリバティブとして取り扱った内容に関する説明を開示しなければならない。

加えて、本修正は企業に対しカテゴリー15 GHG 排出の合計及びその合計に含まれるファイナンス・エミッションの小計を開示することを要求している。

ファイナンス・エミッションの情報を分解する際に用いる産業分類体系に関する修正

IFRS S2 号は、商業銀行及び保険の活動を行う企業に対し、ファイナンス・エミッションに関する追加情報、すなわち産業別かつ資産クラス別に、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の GHG 排出量に分解した絶対量のファイナンス・エミッションを開示することを要求している。修正前は、企業はこの分解情報を提供する際に 世界産業分類基準(GICS)を使用することが要求されていた。

今回の修正により、GICS を使用する要求事項は削除され、気候関連移行リスクへの企業のエクスポージャーに関する有用な情報を提供できる産業分類体系を選択することが要求されることとなった。これは同一産業又は同一法域内で他の企業が一般的に使用している分類体系などが該当し得る。また、商業銀行活動と保険活動の双方を行う企業は、両業務における相手先を分類する際に同一の産業分類体系を使用する必要はない。

企業は使用した産業分類体系を開示し、その選択根拠について説明する情報を提供しなければならない。

GHG プロトコルの使用に関する法域内の救済措置の明確化

IFRS S2 号では、企業が GHG 排出を測定するにあたり、法域又は取引所により異なる測定方法の使用を要求されている場合を除き、GHG プロトコルを使用することを要求している。

今回の修正により、法域又は取引所から、企業が GHG プロトコルとは異なる測定方法の使用を全部又は一部について要求されている場合には、当該要求が適用される部分に限り、その異なる手法の使用が認められることを明確化するものである。

例えば、IFRS S2 号の要求事項を適用する企業が、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の要求事項の適用対象となる子会社を有する場合：

- a) 当該子会社が GHG 排出を測定する際、ESRS の測定アプローチを適用することが認められる。
- b) 企業のその他の部分において GHG 排出を測定する際には、IFRS S2 号(すなわち GHG プロトコル)に従った測定アプローチを適用する。

特定の地球温暖化係数(GWP)の数値の使用に関する法域内の救済措置の導入

IFRS S2 号は、企業に対し、GHG 排出を CO₂相当量(メートルトン単位)で開示することを要求している。この要求事項を満たすため、企業は構成要素となる GHG 排出を、報告日時点を利用可能な最新の IPCC 評価に基づく、100 年時間軸の地球温暖化係数(GWP)を用いて CO₂ 相当量に換算する必要がある。

今回の修正は、企業が法域又は取引所から、企業の全部又は一部に対して、異なる GWP 数値を使用することを要求されている場合、その要求が適用される限りにおいて、その異なる数値を使用することが認められるという救済措置を提供するものである。

SASB スタンダードに対する結果的修正

IFRS S2 号の修正に伴い、ISSB は 資産運用及び管理業務、商業銀行及び保険の各 SASB スタンダードにおけるファイナンス・エミッションの指標についても修正を行った。これらの修正は、「温室効果ガス排出の開示に対する修正」によって修正された IFRS S2 号 の関連要求事項と整合させるために行われたものである。

EY は、クライアント、EY のメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、及び先進テクノロジーの活用により、EY のチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EY のチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150 以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

About EY Global Corporate Reporting Services Group

グローバルな会計基準とサステナビリティ開示基準は、企業の財政状態や業績、そしてそれらに影響を及ぼすサステナビリティ関連要因を評価し、比較するための一つの尺度を世界経済に提供します。IFRS 会計基準及び IFRS サステナビリティ開示基準(総称して IFRS 基準)を含む国際財務報告基準(IFRS)を適用又は移行する企業にとって、権威あるタイムリーなガイドンスは、発展し、進化し続ける IFRS 基準を使いこなすために不可欠です。EY グローバル・コーポレート・レポートティング・サービス・グループは、IFRS 会計基準及びサステナビリティ開示基準の適用と解釈をサポートするための国際的なリソース(人材と知識)の開発を支援してきました。それによって、EY グローバル・コーポレート・レポートティング・サービス・グループは、グローバルな EY ネットワークからの最新の洞察を含め、深い対象分野に関する深い知識と幅広いセクター経験をマーケットに提供しています。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被つたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundation の著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundation の許可を得て EY が複製したもののです。第三者による複製または配布の許可は付与されません。IFRS 基準への完全なアクセスおよび IFRS Foundation の活動については、<http://eifrs.ifrs.org> をご覧ください。

本資料は EYG 00113-26Gbl.の翻訳版です。

ey.com/ja_jp

発効日及び経過措置

IFRS S2 号の修正及び SASB スタンダードの結果的修正は、2027 年 1 月 1 日以後に開始する報告期間に適用される。ただし、早期適用が認められている。

IFRS S2 号の修正に関連する経過措置は、当該修正前に IFRS S2 号を適用しており、かつ今回の修正の影響を受ける企業に対し、前期の比較情報を修正後の IFRS S2 号を前期から適用していたかのように調整することを要求している。ただし、これが実務上不可能である場合はこの限りではない。

次のステップ

ISSB は、これらの修正の影響に対する理解を支援するため、教育的資料を公表する意向である。



弊法人のコメント

IFRS S2 号の GHG 排出開示要求事項に対する本修正は、以下の企業に影響を及ぼす可能性が高い:

- a) 資産運用、商業銀行及び保険で活動を行うカテゴリー 15 の GHG 排出に関する情報を開示している企業
- b) 産業分類体系として GICS を用いて、ファイナンス・エミッションに関する分解情報を開示している企業
- c) GHG プロトコルとは異なる方法を用いて、企業全部又は一部の GHG 排出を測定することを要求されている企業。
- d) 最新の IPCC 評価に基づく GWP 以外の値を用いて構成する 7 種類の GHG を CO₂ 相当量へ換算することを企業全部又は一部について要求されている企業。

IFRS S2 号の修正は、IFRS S2 号の導入の過程で識別された特定の課題に対処することを目的としているため、特に各法域の異なる要求事項に基づきファイナンス・エミッションを報告する必要がある企業にとって、複雑性の低減に有用であると考えられる。